



2010年10月27日(水)

## 生物多様性COP 10ハイライト

2010年10月26日 火曜日

第1作業部会では、持続可能な利用、森林の生物多様性、乾燥地および亜湿潤地、GTI、インセンティブ、IASについての決議案が取り上げられた。第2作業部会では、新たに生じている問題や、他の条約との協力、IPBES、都市行動計画についての決議案が検討された。ABS交渉では、遵守、TK、COP決議案が争点となった。夕方からの全体会合ではこれまでの進捗を振り返った。いくつかのコンタクトグループおよび非公式グループの会合は日中から夜遅くまで開催された。

### 第1作業部会 (WG-1)

海洋の生物多様性、およびバイオ燃料に関するコンタクトグループの議長、およびIASに関する非公式協議の議長らが報告を行ったが、作業を完了させるための より多くの時間を全員が要請した。Robyn Bromley (オーストラリア)、REDD+に関する議長の友グループの議長は、REDD+に関する閣僚級会合後にあらためてグループ会合を行うことを提案した。

**持続可能な利用:** 市場ベースの手法について、EUは、汚染者負担の原則 (PPP) の適用を奨励し、生物多様性の派生品のトレーサビリティも含めた加工流通過程の管理 (COC) 改善を奨励するとの譲歩的な案文を提示し、これに関して、ニュージーランドおよびブラジルも、CBDの3つの目的や関連する他の国際条約上の義務との整合に言及するよう要請した。さらに、EUは、生態系アプローチを考慮に入れつつ、持続可能な利用に関するパイロットプロジェクトの実施を支援するという妥協案の文言を提起した。修正されたとおり決議案が採択された。

**森林の生物多様性:** 特定の森林タイプを選別しないとの同意のもとで決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.5)が検討された。Hufler議長は、議長の友グループおよびREDD+に関する閣僚級会合の成果が出るまでREDD+ に関するパラグラフを「保留」とすることを提案した。

ノルウェーは、REDD、森林炭素吸収源の保全および持続可能な森林管理と森林炭素吸収源を含めた、気候変動の緩和に対する生態系ベースのアプローチから生物多様性の影響を監視する将来的なメカニ



ズムの評価を行うようCPFパートナーに呼びかける新たな文言を提案した。Hufler議長は、REDD+に関する議長の友グループで本件を議論することを提案し、EU、ブラジルが、これを支持した。

森林関連の報告書の簡素化に関するCPFタスクフォース会合の開催を求める意見については、ノルウェーが、EUおよびフィリピンとともに、森林生物多様性の監視における不適切な箇所の調査を要請するとともに、森林および森林種別の定義改善を提唱したが、ブラジル、マレーシア、オーストラリアがこれに反対した。非公式協議の後に、ノルウェーは、地球規模の森林資源の評価に関する生物多様性の構成要素のさらなる改善という目的を有し、定義に関する作業にも関連していることから、決議 IX/5 (森林生物多様性)についてフォローしていく必要性について言及するという妥協案を提示した。森林法施行と貿易の促進措置に関する情報交換の呼びかけについては、ブラジルが、森林減少に対処するための相乗効果と取り組みを最大化させるというより作業計画の実施に貢献するという記載を提案した。その後、これらの意見や他の修正が反映された決議案が採択された。

**乾燥地および亜湿潤地：** 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.6)が検討された。Hufler議長は、リオ条約間の合同作業計画に関する括弧書きの記載をUNFCCCおよびUNCCDの合同活動策定のための提案を伝達する際に作業計画の支援を確実に盛り込むための事務局への要請と書き換えることを提案した。UNCCDおよびCBDの下での乾燥地の定義の基準に違いがあると認識するテキストについて参加者の意見が一致しなかったため、Hufler議長は、これを削除し、乾燥地および亜湿潤地の説明部分を修正したものを採択、これをUNCCDに送致することを提案し、参加者の合意を得た。

イランは、各国のキャパシティに関する自己評価で特定された活動に対する締約国の支援を要請した。乾燥地および亜湿潤地の管理におけるUNCCDおよびCBD間のさらなる協力を求める新たなテキストが合意された。Hufler議長は、資金源の利用可能性にしたがって生物多様性と持続可能な土地管理の統合に向けて共同活動の整備と実施により自然科学および社会科学のコミュニティー間の協力強化を提案した。イスラエルは、乾燥地および亜湿潤地、乾燥および半乾燥地域について、それぞれ定義する決議 V/23および IX/7を参照した脚注の削除を求めた。これらが修正された決議案が採択された。

**世界分類学イニシアティブ (GTI)：** 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.7)が検討された。分類上の障害に関して定義している脚注について、生物多様性の特定のための知識の不十分さと分類学上の能力不足について言及する記載を追加することが合意された。アルジェリア、カナダ、ブラジル等は、自由に利用できる分類学情報の作成に対する懸念を示したが、「情報の共有」については賛同した。生物多様性インベントリについては、EUが資金供与を「要請」ではなく「招請」することを提案した。また、動植物インベントリについて「微生物」を含めて記載することが合意された。



ABS交渉の成果にしたがって科学技術的な協同作業を奨励するというパラグラフについて詳細に検討したが、ABS交渉の結果を待つべきと主張する意見があったため、本件について解決することはできなかった。ILCの分類学の知識の把握と保持におけるILCの支援については、ペルーが、ILCのPICという記載を挿入することを提案したが、EUがこれに反対した。ブラジルは、「PICおよび/または国内法に沿ったILCの承認および関与」についてABS交渉で出てきた文言を使用することを提案したが、合意が得られなかった。水曜日にも議論が続けられる。

**インセンティブ:** 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8)が検討された。理屈に合わないインセンティブについては、EUが、既存の有害なインセンティブによる悪影響を最小限に抑えるか回避するため、これを積極的に廃止、段階的廃止、あるいは改正することを提案した。カナダは、理屈に合わないインセンティブの影響を受けるセクターのリストを削除するよう提案したが、EUとドミニカが反対した。最終的に「生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうるセクター」と記載したリストと交換することが合意された。持続可能な消費と生産パターンについては、EUが、条約の目的に沿った政策の実現を確保するため、決議 IX/26 (企業の参加促進) を参照することを提案したが、ブラジルがこれに反対した。Hufler議長は、本件を非公式協議にかけ、水曜日に審議再開とすることを提案した。

**侵略的外来種 (IAS) :** 決議案(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8) が検討された。現在の国際基準ではカバーされないIASの拡散を防止するため、適切な機関で設置された国際レベルで利用できる基準整備の可能性について科学技術上の情報、助言と指針の提供を目的としたAHTEG設置に関する非公式協議が行われた結果、妥協案での合意に至った。水曜日にも議論が続けられる。

## 第2作業部会 (WG-2)

資金問題に関するコンタクトグループのM.F. Farooqui共同議長(インド)から、資金メカニズムおよび資金動員戦略での進展について報告があり、以下の項目の合意が伝えられた。すなわち、資金メカニズムの3つの構成要素、指針の再検討、GEF第6次増資に向けてCBDで必要とされる資金額の評価、GEFの効果に関する第4回点検のためのTORの項目である。資金動員戦略については、指標とターゲットの問題が未解決となり、グループでの討議が続けられる。

戦略計画に関するコンタクトグループのFinn Katerås共同議長(ノルウェー)からは、以下の未解決のターゲット； 主要な要素がすでに特定されている2020年のミッションの「修正オプション」；目的、ターゲット、計画を達成するための資金源の連携などの項目について作業を続けることが報告された。



**新たに生じている問題:** 合成生物学とジオエンジニアリングに関する情報の提出を求める、懸案の  
パラグラフは、合成生物の自然界放出に対する予防措置の適用については何ら修正せず、採択された。

**他の国際条約との協力:** 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が取り上げられた。CITESは、国  
連総会 (UNGA) の生物多様性に関するハイレベル会合、特にリオ条約や生物多様性に関連する条約の  
一貫した実施によって得られる実質的な利益に言及した議長サマリーについて想起するよう提案し、締  
約国の合意を得た。リオ条約間の協力については、UNFCCC および UNCCDに合同活動を策定するた  
めの提案を伝えるよう事務局に要請する とのWG-1で合意されたテキストを含めることが合意された。

CITESは、生物多様性に関連して既に存在している戦略とそれらの監督機関の独立性に配慮するよう  
提案し、ブラジルの支持を得たが、ノルウェー および EUが反対したため、この文言は括弧書きが残さ  
れた。生物多様性関連の条約間の連携強化に向けたプロセスの決定については、EUが、特別合同作業  
部会の設置に代えてWGRI 4 が作業を受け継ぐよう要請することを提案した。これらの点と他の修正を  
もって、決議案が採択された。

**IPBES:** 決議案 (UNEP/CBD/COP/WG.2/CRP.6) が検討された。ノルウェーは、第65回国連総会で韓  
国・釜山で開催されたIPBES第3回会合(2010年6月)の成果を検討するよう求められたと明記する前文を  
提案した。釜山の成果に係わる状況について懸念を示しつつ、ブラジルは、予見的な文言を採用すべ  
きではないと述べた。前文のパラグラフは撤回された。その後、UNEPのIPBES 設置における役割につ  
いて言及する前文パラグラフの削除が合意された。ノルウェーは、国連総会に2010年のIPBES 設置を勧め  
る重要なパラグラフを提案した。EUは、これを非現実的だとして、2010年はIYBであり、現実的にでき  
るだけ早い時期にIPBESを設置するよう国連総会に働きかけると記載することを提案し、これが参加者  
の合意を得た。

ベネズエラは、ALBA諸国の立場から、管理の欠如が心配されるとしてIPBESの独立性に関する記載  
に反対した。ブラジル、ガーナ、モロッコは、過去の交渉と科学的独立性の重要性を指摘した。釜山  
の成果について全般的な記載するというブラジル案が合意された。

ノルウェーは、CBDがSBSTTAビューローと連動してIPBESの有効活用を図る手段について検討し、  
SBSTTAとCOP に報告するよう事務局に要請することを提案し、これが参加者の合意を得た。修正ど  
おり、決議案が採択された。

**都市行動計画:** 決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.21)が議論された。シンガポールは、強制的で  
はない文言を使用することが議長の友グループの中で合意されたと伝えた。その後、これらの点や他修  
正点とともに決議案が採択された。





Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500

### ABS非公式諮問グループ

午前、ICG のHodges共同議長が一連の二者会談で「前向きな意思がみられる」ことに注目し、締約国と利害関係者のニーズをとともに満たすような意義ある議定書を取りまとめるためのバランスを図る必要があると強調した。一方、ICGのCasas共同議長からは、遵守および利用と派生品の問題に関する非公式協議、TKに関する括弧書きの重要なテキストに対応するクロズドグループ、およびCOP決議案に関する少人数グループ会合で、最初のテキスト読み合わせが行われたことを伝えた。

午後にICGは再度会合を行い、進捗状況を見直した。COP 決議に関する少人数グループのFrançois Pythoud共同議長 は、そこで進展した項目と未決の項目について報告した。

TK に関するクロズドグループのJanet Lowe 議長(ニュージーランド)は、利益配分(第4条)、アクセス(第5条) および 遵守(第12条、第12条bis および第14条)、および公的に利用可能なTK に関する未決項目の進展(第9条(5))における括弧書きのテキストで進展があったと報告した。ICG のHodges共同議長は、TK関連の問題について協議を継続するよう呼びかけた。

夕方、ICGのHodges共同議長は、遵守に関する少人数グループ共同議長が一連の二者会談を行い、各地域グループの代表によって遵守関連問題についての各地域のポジションが開陳されたことが伝えられた。水曜午前に少人数グループの共同議長から妥協案が提示される予定で、ABSの活動に必要な資金に関して予算グループに明確な指針を与えられるようICGで決議案を再検討することが伝えられた。利用と派生品およびTKに関する非公開の協議が夜も続けられた。

**COP 決議:** François Pythoud (スイス)と José Luis Sutera (アルゼンチン)が共同議長を務める少人数グループでCOP決議案が取り上げられた。ここで特に争点となったのは、文書のタイトルでABS議定書の採択あるいは国際的なABS体制について記載すべきかどうかという問題であったが、「遺伝資源の取得の機会および遺伝資源の利用から派生する利益の公正かつ衡平な配分」という一般的な言及とすることが合意された。また、決議の最初のセクションで議定書の採択を記載するが、これを「名古屋議定書」とするか「名古屋-カリ議定書」とするか議定書の名前を明記しないということとなった。その他の未決事項としては、国際体制における議定書と他の条約との関連や、交渉結果を待っている諸問題に関するパラグラフ、予算問題などがある。

### 全体会合

WG-1のHufler議長は、ジオエンジニアリングおよびリオ条約間の協力について進展があったことを強調しつつ、6つの決議案がまとまったことを伝えた。WG-2のLuna議長は21の決議案の採択を伝え、資金



メカニズムに関する3つの決議は修正待ちの状況であり、戦略計画、第8条(j) および 資金問題については未決となっていることを強調した。

ICGのCasas共同議長は、ABS議定書の前文、TKおよびCOP決議で進展がみられたと報告し、遺伝資源と派生品の利用、および遵守に関しては非公式協議が現在行われていると伝えた。ICGのHodges共同議長は、締約国にもっと歩み寄りの精神をもつよう訴え、ICGのマンドートのさらなる延長を要請した。

予算グループの Hunte議長は、本予算での合意成立、自主的な貢献について進展中であること、一部の国々がABS および 第8条(j)に関する主要活動向けに誓約を掲げたこと、保護区域の追加支援、最終合意はABS交渉次第であること等を報告した。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**戦略計画:** コンタクトグループ会合が終日行われ、朝方の会合では、戦略計画の実施、監視、点検、評価について合意が成立した。支援メカニズムについては、途上国が資金動員戦略および戦略計画の実施のための十分かつ予測可能でタイムリーな新規および追加的資金の供給についての文言を盛り込むことを提案し、一部の先進国がこれに反対を唱えた。

また、戦略計画の改訂・点検のための提案(UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2/Rev.1)が取り上げられ、特に、以下の点が議論された。すなわち、戦略計画に沿った適格な締約国のNBSAPを改訂するため迅速な方法での支援提供をGEFに「要請」または「招請」するかという問題や、ILCおよびUNDRIPについて記載するかという点、SBSTTAおよびWGRI 4で検討するよう、事務局に技術的な根拠や提案されているマイルストーンの策定を進めるよう要請するかという点、戦略計画とIPBESおよびMDGとの連携、などの問題である。

2020年のミッションについては、ある先進国の締約国が、ターゲットが合意され次第、ミッションの合意に取り組むことを提案した。2020年までに生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという案、十分な資金が利用できるという条件付きで2020年までに生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという案、機能的で回復力ある生態系を確保するために生物多様性喪失を止めるための行動を講じるという少数グループ作成の第3の妥協案など、選択肢について討議がなされ、妥協案を整理して作業のたたき台とすることとなった。これについて、ある締約国が「止めるための」という言葉を括弧に入れるよう求めた。また、ある先進国の地域グループは、臨界点についての記載を入れ、健全な生態系について言及するよう求めた。科学、貧困撲滅、効果的な政策措置および生物多様性の考え方を採り入れることの記載が合意されたが、資金源には括弧が残された。生物多様性喪失による負の社会経済的影響



響の最小化など、争点となっている記載部分が特定され、少人数グループでこれらをさらに討議するよう要請された。

ターゲットについては、生物多様性の価値を必要に応じて各国のプロセスとアカウンティングに統合；条約および関連国際義務に沿って、これに即した、生物多様性に有害なインセンティブの廃止および有益な措置の策定；既知の絶滅危惧種の絶滅防止とそれらの保全状況の改善などの目標が決まった。

自然生息地喪失の減少または半減というターゲットについては、ある先進国地域グループが、その他の生息域やベースラインの記載とともに、特に森林についての記載を括弧書きのままにするよう求めた。保護区の創設に関するターゲットについては、国家の管轄域内および域外の区域についての%標記と記載が括弧書きで残された。こうした案件は少人数グループでさらに検討することとなった。

遺伝的多様性の著しい低下/喪失を最小化、停止、減少に関するターゲットについては検討中である。生態系サービスを提供する生態系の保護に関するターゲットについては、水に関する個別の記載が維持される限り、国内法に従って、生態系サービスの公平な取得の機会という記載を削除することが合意された。また、ABSに関するターゲットについては、資金動員とTKが並行して行われている議論を待つ保留となった。夜も議論が続けられる。

**バイオ燃料：** 昼食時間に、生物多様性の価値が高い分野や危機的な生態系およびILCにとって重要な分野でのインベントリを整備しようという呼びかけが検討され、「各国で認識された」生物多様性の価値の高い分野、または「国別インベントリ」という表記法、「立ち入り禁止区域」、これについてはNGO代表が低負荷の小規模バイオ燃料生産地も特定するプロセスを構築することが重要だと指摘；バイオ燃料用穀物生産に加えて飼料用作物の生産などについて記載するかどうか等の点が討議された。ある地域グループが、この点で生態系サービスを念頭に置いた生物多様性を提唱し、あるNGOも生物多様性の価値について言及する案を支持した。

その後、バイオ燃料の生産に関連した検討事項と土地利用・水・その他の関連政策および戦略の策定および実施での使用に対処するよう締約国に奨励する共同議長以案文を使うことで合意した。土地および水の利用に対する直接・間接的変更や生物多様性に対する直接・間接的影響、および関連する社会経済的な留意事項について記載するか討議された。

夕方、CBD実施に関連して、社会経済的条件や土地保有の安全保障、資源権が討議され、議論は夜も続けられた。

**海洋の生物多様性：** 昼食時に、EBSAおよび海洋域のEIAに係わる科学的技術的側面を特定するための今後のステップに関するパッケージ条項の議論が開始された。論理的な順番でパッケージを整理するよう少人数グループの作業に付託された。夕方からは、EBSA関連の次のステップや、国家管轄権が及



ばない地域での海洋保護区の指定に向けたプロセス設置という具体的な観点から、または作業部会の議題項目すべての観点から、国家管轄権が及ばない海洋域の生物多様性について国連総会に向けた今後のメッセージ発信などが議論された。

**第8条(j):** 議長の子グループがPrudence Galega (カメルーン) および Martin Wikaira (ニュージーランド)共同議長によって行われ、最初に第8条(j) MYPOWに基づく括弧書きの記載事項が議論された。第8条(j) WG 7での密な対話のテーマとして、多くの参加者は生物多様性と気候変動を挙げていたが、どの程度、緩和について検討するかという点で意見の相違が残った。ある先進国地域グループは、保護区および他の締約国の利益配分手続きが良いとの意見を出した。

倫理行動規約案については、ある先進国が、倫理行動規約の「諸要素」の記載を残すよう求め、ある途上国地域の反対に遭って、「規約」の語を括弧に入れるよう求めた。

「ILCが伝統的に使用または占有した土地および水」という前文の記載については、ある途上国が「各国の法律に従って」という一文を追加することを提案した。原文の記載では各国の土地保有制度が適切に反映されないことに留意して、ある先進国は、原文の代わりに「土地と水」と記載するよう提案した。多くの参加者がAkwé: Konガイドラインで既に使用されているように本来の言い回しを残すよう求めた。2つの先進国が「ILCが伝統的に使用または占有した彼らの土地および水」と記載することを提案した。伝統的に占有された土地および水という表記に反対している締約国は、規約が現存する法律やその他の構成要素たる取り決めを変更するものだと解釈されるべきではないと明記する一文が合意されるならば、この提案を検討すると述べた。多くの途上国が、規約承認前に存在する法文の記載を提案した。後者の問題について非公式協議が開かれた。

ILCのPIC および/または承認および関与について、多くの政府代表やILC代表者らがPIC支持に回っているのに対し、2つの先進国が第8条(j) に定められた「承認および関与」の方が良いとの意見で、一方の国がPICよりも強力だからだとの根拠を示していた。「ILCのPIC および/または承認および関与」についてはABS交渉からの文言を使用することで合意したが、「すべてが合意されるまでは何も合意されない」という状況になった。水曜日も議論が続けられる。

## 廊下にて

作業部会、コンタクトグループ、議長の子グループ、少人数グループ、どの会合も混迷の状況となり、COP 10閉幕までの時間が刻々と経過する中、ますますもつれ合う議論の糸口を見出そうとする参加者はそれぞれの疲労とストレスの表情を見せていた。戦略計画に関する審議のなかでも、海洋の生物多様性





Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500

や 第8条(j)、ABS、および資金動員戦略に関する議論が複雑に絡み合っていたが、これらの分野横断的な議題が解決すれば、ドミノ効果で主要議題が進展するかもしれないとの期待をつなぐ参加者もいた。

月曜日の危機は、ABS交渉官の気分を引き締める効果があったようで、粛々と決議案やTKでのクローズドグループでの作業が行われた。遵守に関する少人数グループの共同議長が実施した地域グループ代表者の「告白」会合の結果が水曜日午前に紹介される予定となっているが、多くの参加者はその内容に気を揉んでいた。はたして妥協案は提示されるか？ ある参加者は、妥協案を出さなければならないのは明らかだとしながらも、「妥協案が一方に偏っていないかと双方とも疑念を抱いて、不信と厳しい発言につながっている」と不安視していた。また、別の参加者は、交渉進展が難しくなっている背景に、グループの内部分裂があると指摘する。グループ代表の広報官が発表しているポジションを同じグループの交渉官が支持しないといった事態が起きているという。COP 10閉幕を3日後に控えて、COP 10でABS議定書が採択される可能性は「まだ可能」という評価から「非現実的」という評価まで幅が広がった。

閣僚級会合を見据えて、各国の閣僚がどうすれば核心問題で政治的な指針を与えることに専念できるかと多くの政府代表が頭をひねる一方で、「あまりジャマにならないよう」手綱をしめるべく方策をめぐらせている者もあった。

GISPRI仮訳

---

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.